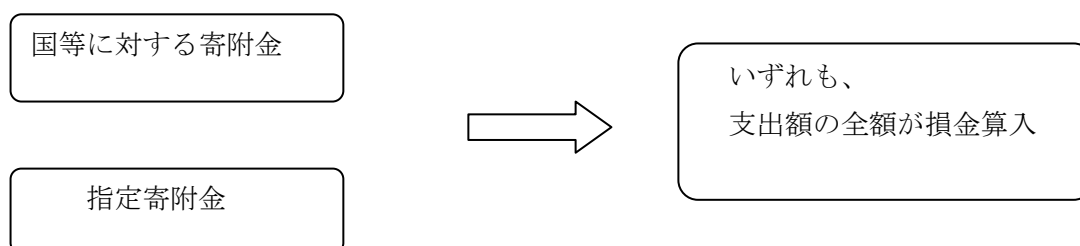


## 義援金に関する税務上の取扱いについて

### ～法人が義援金等を寄附した場合の取扱い～

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

#### 義援金等を寄附した場合



#### 国等に対する寄附金・指定寄附金

「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

#### 適用を受けるための手続

確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

※日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受取る半券(受領証)をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

## ～参考～ 法人が支払った寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

### 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

=〔損金算入限度額〕

#### <計算例>

◎資本金等の額 2,000 万円

所得の金額 1,000 万円

1 年決算法人

の場合の損金算入限度額

$$\left[ 2,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,000 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = [15 \text{ 万円}]$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

法人が支出した寄附金のうちに下記の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

### 国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

#### 指定寄附金とは・・・

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

### 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

特定公益増進法人とは・・・

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

### 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）は、特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入額を計算します。

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭とは・・・

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

### 認定 NPO 法人に対する寄附金

認定 NPO 法人に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注：国税庁長官から認定を受けた認定 NPO 法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

認定 NPO 法人とは・・・

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定 NPO 法人）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

### 〈損金算入するための手続〉

国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存する必要があります。

～参考～ ◇所得税と法人税の寄附金税制の比較

区分	所得税	法人税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、一定の金額を所得控除  [政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。]	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		
特定公益増進法人に対する寄附金		一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定 NPO 法人に対する寄附金(※)		
政治活動に関する寄附金		損金算入限度額の範囲内で損金算入
一般の寄附金(上記以外)	所得控除されない	

※国税庁長官から認定を受けた認定 NPO 法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。